

あんしん夢終身

終身保険

積立利率変動型一時払終身保険(保障選択型)[無配当]
 I型 死亡保険金額重視プラン



あんしんセエメエ

その他のご留意事項

- この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしていません。

保険販売資格をもつ募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者である保険販売資格をもつ募集人の権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命力スタマーセンターまでご連絡ください。

三菱UFJ銀行からのご説明事項

- 「あんしん夢終身」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「あんしん夢終身」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「あんしん夢終身」の引受保険会社である東京海上日動あんしん生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。

必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みください。

*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページをご覧いただけます。

(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

(ご契約後のご照会は)

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>

カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

ご注意いただきたいこと

「あんしん夢終身」は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。
 預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

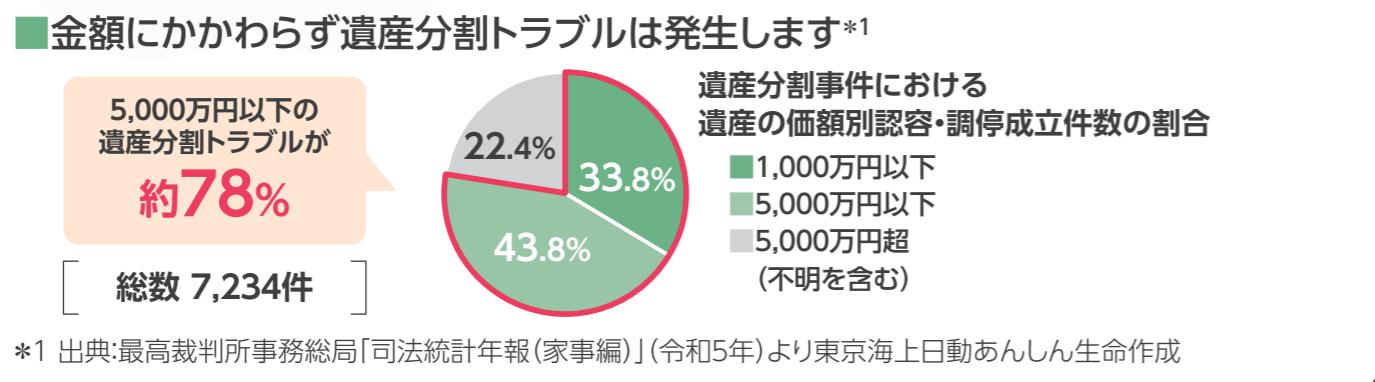
引受保険会社

 **MUFG** 三菱UFJ銀行



東京海上日動あんしん生命

大切な資産を「のこしたい」。そのためには、



「円滑な相続」の準備が必要です。

相続対策には、**生命保険が活用**できます。

その1

お金に名前をつけ、遺産分割を円滑に

死亡保険金は、**受取人の固有財産**として原則**遺産分割協議の対象外***2となります。死亡保険金受取人をあらかじめ指定できるため、大切なご資産を、のこしたい人にあんしんして引き継ぐことができます。

*2 相続人の間で著しい不公平が生じる場合、遺産分割協議が必要になる可能性もあります。



▶ 死亡保険金受取人の範囲はP.16

その2

すみやかに現金を確保できます

死亡保険金の請求手続きを行うと、**通常5営業日以内***3に保険金を受け取れます。

*3 保険金を支払うために確認・調査が必要な場合、5営業日を超過する場合があります。

葬儀費用

生活費

その3

非課税枠の活用で相続税の負担を軽減*4

ご契約の形態が「契約者(保険料負担者)=被保険者」の場合、相続人が受け取る**死亡保険金は相続税の対象**となります。が、死亡保険金には**非課税枠**があります*5。



〔 例えば、死亡保険金が1,500万円で法定相続人が2人いる場合 〕

死亡保険金
1,500万円

非課税金額
1,000万円

課税対象額
500万円



$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*6 = \text{死亡保険金の非課税限度額}$

死亡保険金が非課税限度額内であれば、受け取った保険金には相続税はかかりません

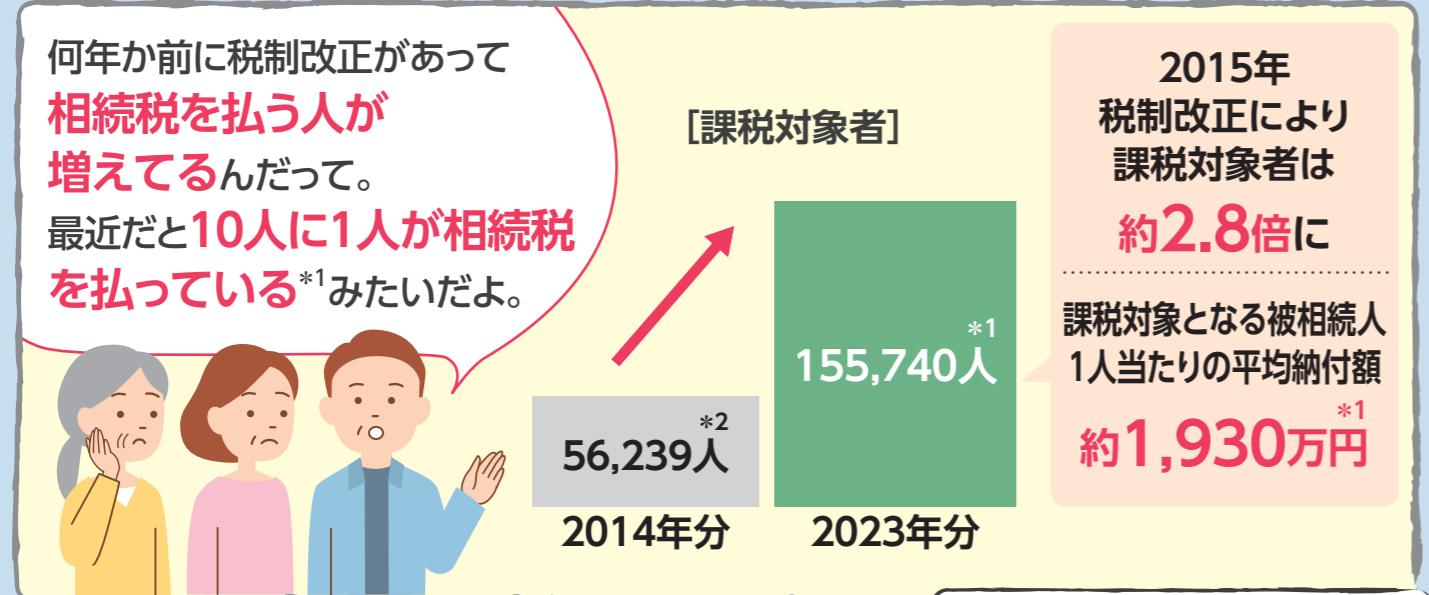
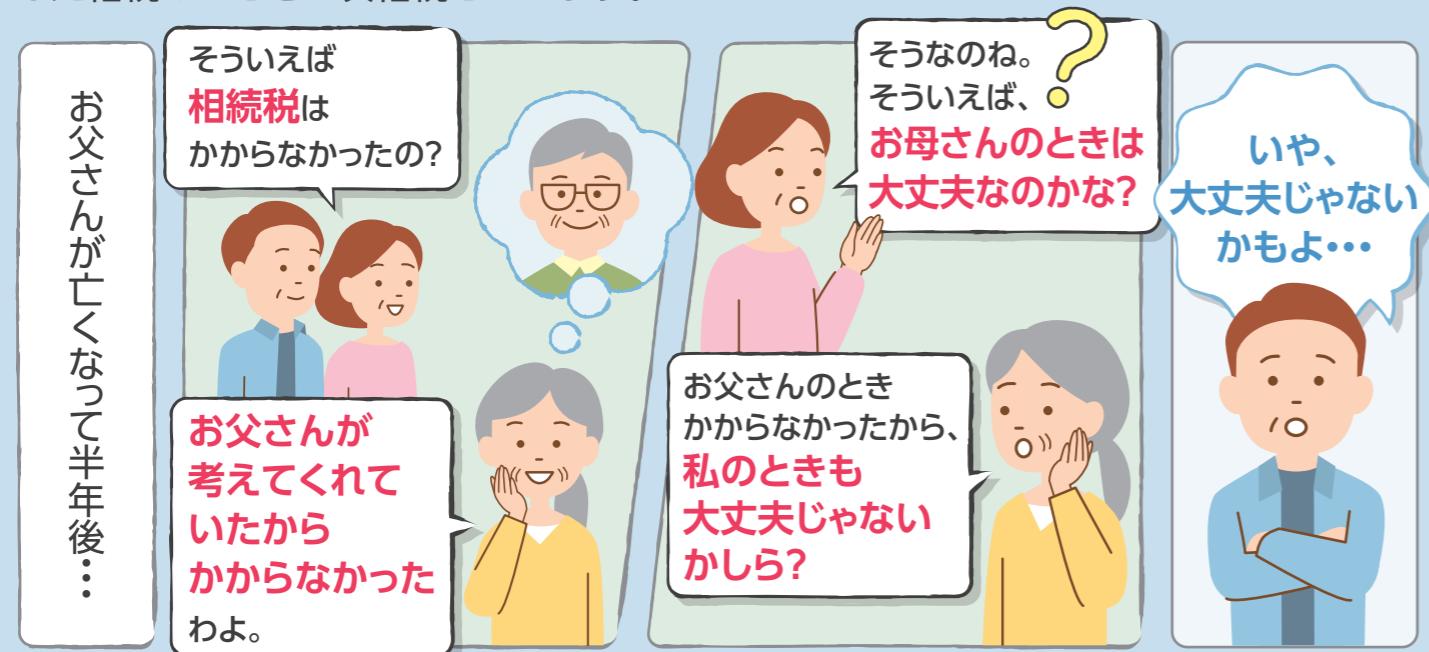
*4 2025年12月現在の税制に基づき記載しております。今後、税務の取り扱いが変わる場合もあります。
また、死亡保険金にかかる税金は実際に相続が発生した時点の税法によります。

*5 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は除く)以外の方が受け取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。

*6 法定相続人の数には、相続を放棄した方も含まれます。また、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとなります。

意外と知らない!? 二次相続のこと

二次相続とは、両親のうちどちらかが先に亡くなり、その相続人となった配偶者も亡くなつて発生した相続のことを指します。一方、両親のうちどちらかが先に亡くなつて発生した相続のことを一次相続といいます。



*2 出典:国税庁「平成26年分の相続税の申告状況について」

二次相続対策が必要な理由

相続税の基礎控除額が少なくなる!?

父	母	子	子
3,000万円+600万円×3人 基礎控除額 4,800万円			
3,000万円+600万円×2人 基礎控除額 4,200万円			
父	母	子	子

二次相続では控除が減ります

二次相続の場合、通常、相続人は一次相続のときより1人減ります。相続税の基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で求めます。**相続人が1人減ると相続税の基礎控除額が600万円少くなります。**

配偶者控除が使えない!?



二次相続では配偶者控除は適用されません。そのため、一次相続で配偶者に多くの財産を相続すると、**二次相続で相続税が発生したり、相続税が高額になる可能性があります。**

配偶者控除とは

配偶者が相続した財産が配偶者の法定相続分または1億6,000万円のいずれか大きい金額までは、相続税が課税されない制度です。一次相続の際は控除額の大きい配偶者控除が適用されるため、配偶者に多く相続させるのが一般的です。

相続税の小規模宅地等の特例を適用できない!?

配偶者	一次相続は 特例制度適用 だったけど…
子	二次相続は 特例制度を適用できない 場合があるの!?

二次相続では適用が難しくなります

小規模宅地等の特例とは、亡くなった人の自宅などの土地を相続したときに、土地の評価額を最大8割軽減できる制度です。小規模宅地等の特例は、**亡くなった人の配偶者以外への適用は、要件が難しい場合もあるため**二次相続では適用できない場合があります。

※2025年12月現在の税制に基づき記載をしております。今後、税務の取り扱いが変わる場合もあります。

あんしん夢終身 の特長と仕組み

特長

- 一生涯の死亡保障がある円建ての一時払終身保険です。
- ご契約日から2年経過後、死亡保険金額が大きくなります。
- 告知不要でお申し込みいただけます。

万が一のとき、死亡日時点での死亡保険金を支払います。
ただし、積立金額、または解約返戻金額が死亡保険金を上回った場合、
いざれか大きい金額をお支払いします。

死亡保険金額 or 積立金額 or 解約返戻金額

死亡保険金額

契約日からその日を含めて2年以内

基本保険金額(一時払保険料)と同額

契約日からその日を含めて2年経過後

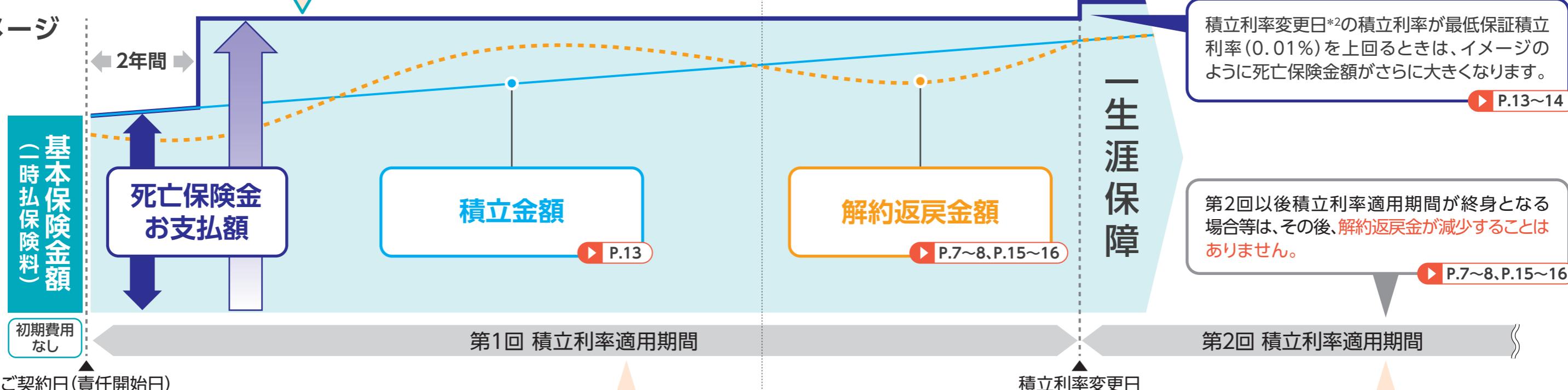
契約日の2年後の応当日に増加します。

また、積立利率変更日が到来するごとに増加します。^{*1}

*1 積立利率変更日とは、前回の積立利率適用期間の満了日の翌日を指します。

積立利率変更日における積立利率が最低保証積立利率(0.01%)と同率の場合、
死亡保険金額は増加しません。

イメージ



第1回
積立利率
適用期間
▶ P.14

- 被保険者のご契約年齢に応じて以下の期間とします。

ご契約年齢	20~75歳	76~80歳	81~85歳	86~90歳
積立利率適用期間	30年	25年	20年	15年

- 期間中、契約日における積立利率を適用します。

第2回以後
積立利率
適用期間
▶ P.14

- 第1回積立利率適用期間と同一の期間とします。
- 積立利率変更日^{*2}ごとに設定した積立利率を適用します。
- 契約時被保険者年齢が45歳以下の場合、再度30年積立利率を設定します。

*2 積立利率変更日とは、前回の積立利率適用期間の満了日の翌日を指します。



- 上記の仕組図は、この保険の仕組みを概略的に示したイメージであり、将来の死亡保険金お支払額等の推移を保証するものではありません。

- お客さまにご負担いただく費用があります。▶ P.19

- 市場金利の変動、ご契約後10年未満で解約等をされる場合の解約控除により、解約返戻金額が、一時払保険料を下回り、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。▶ P.19、24

「金利変動リスク」をご存知ですか？

金利変動 リスク について

この保険は、日本国国債等の債券を主体として運用しており、解約返戻金はこの債券の価値をもとにお支払いします。このため、解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を反映させる仕組み（市場価格調整）を採用しており、ご契約を解約される場合または基本保険金額を減額される場合にお支払いする解約返戻金額*は、市場金利の変動に応じて、お払い込みいただいた一時払保険料を下回り、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。

ただし、積立利率適用期間が終身となった場合、その後は市場価格調整を行いませんので、解約返戻金が一時払保険料を下回ることはできません。

* 解約返戻金については、[②契約概要の「解約返戻金について」P.15](#)をご参照ください。
解約控除額については、[②注意喚起情報の「お客様にご負担いただく費用について」P.19](#)をご参照ください。

ポイント1

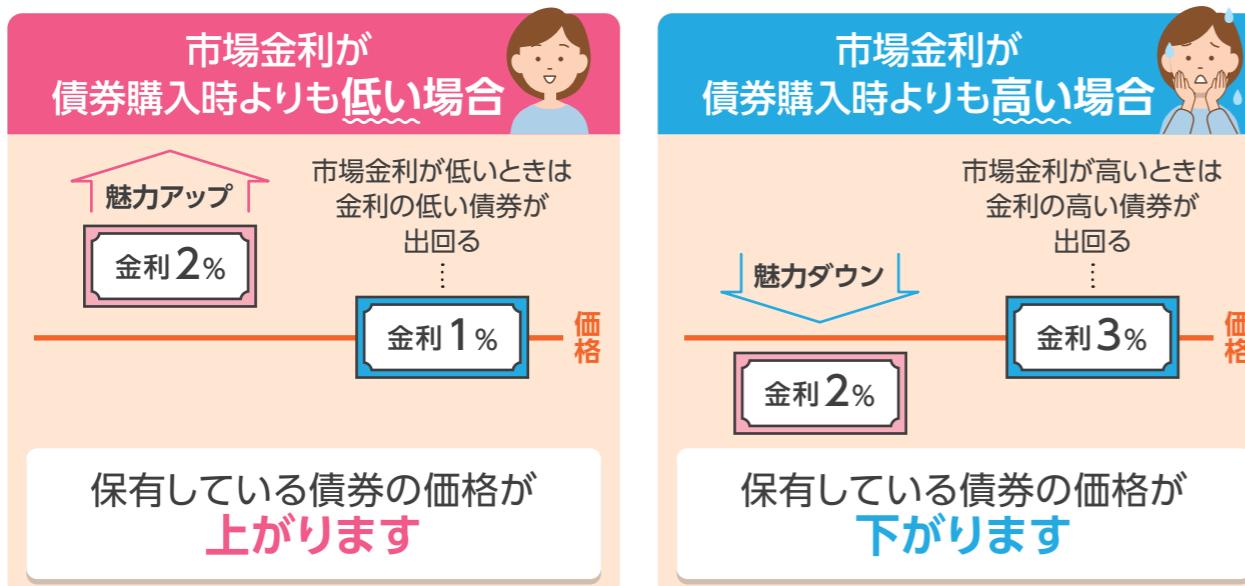
お客様からお預かりした一時払保険料は、債券等で運用しています。



ポイント2

なぜ市場金利の変動により債券の価格が変動するのでしょうか？

（金利2%） 例えば金利2%の債券を保有していたとします。）



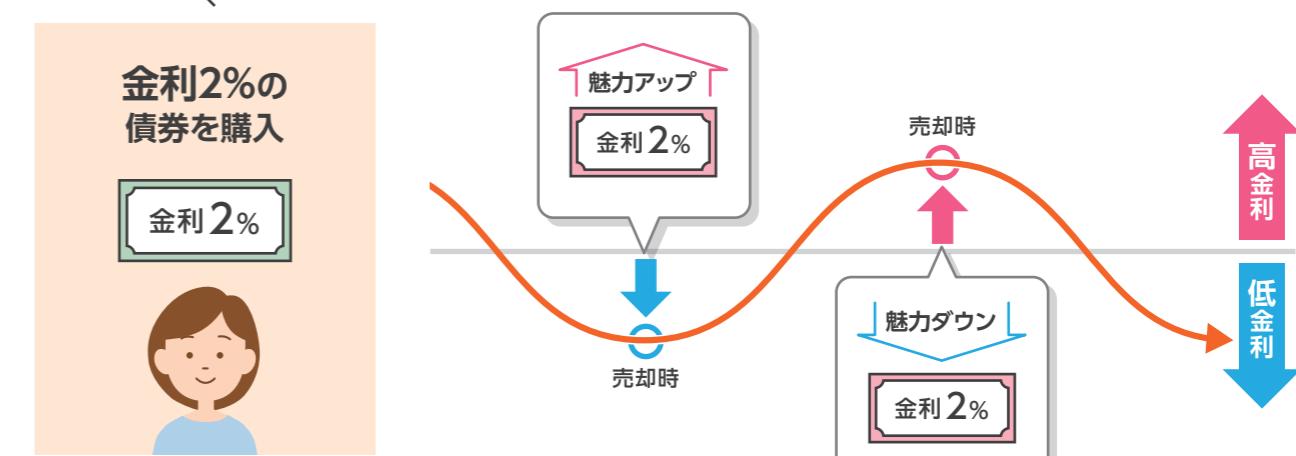
このように市場金利と債券価格は、**逆の方向に動く**のです。

市場価格 調整 について

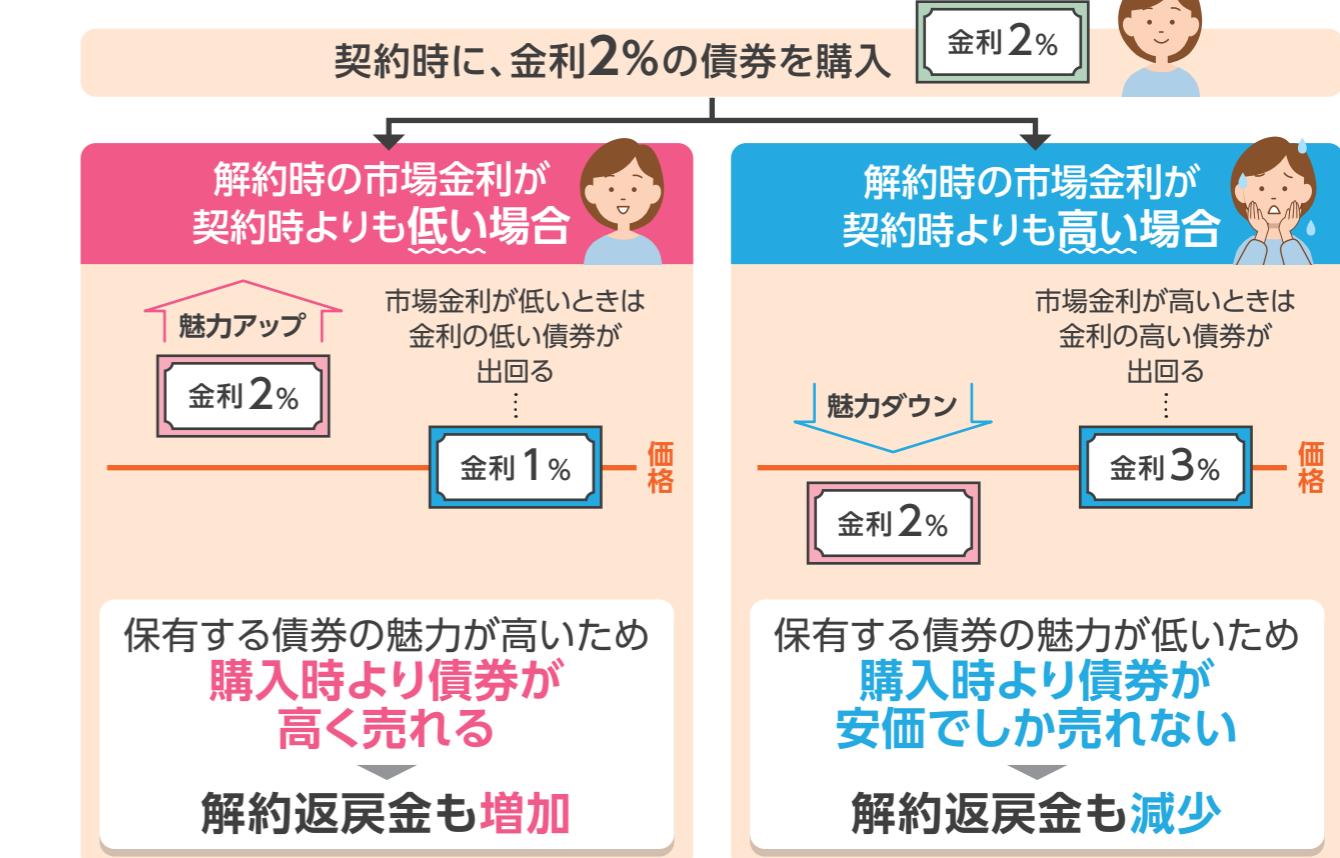
解約返戻金をお支払いする際は、運用している債券を売却し、売却した金額を解約返戻金に充当します。債券価格はそのときの金利環境等により、ご契約時より上昇することも、反対に下落することもあります。この**債券価格の変動**を解約返戻金額に反映させる仕組みが、「**市場価格調整**」です。

ポイント3

解約時の市場金利の情勢に応じて解約返戻金額が**増減**します。



● 市場金利と債券価格の関係



※積立利率適用期間の満了日の直前1か月末満の場合や、積立利率適用期間が終身の場合には市場価格調整は適用されません。

ご家族連絡先登録制度(契約内容開示型)について

無料

- 「ご家族連絡先登録制度」とは、各種手続きのご案内がご契約者さまに届かない場合や、大規模災害等が発生し、ご契約者さまとの連絡が困難となった場合等に、あらかじめご登録いただいたご家族の連絡先を通じて、ご契約者の最新の連絡先を確認させていただく制度です。「契約内容開示型」で登録されると、ご登録いただいたご家族からのお問合せ時に東京海上日動あんしん生命所定の範囲でご契約内容をお伝えすることもできます。

たとえばこんなとき…



- 詳細は東京海上日動あんしん生命ホームページ「ご家族連絡先登録制度(契約内容開示型)利用規約」をご覧ください。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、東京海上日動あんしん生命より、ご契約者さまへ以下の書類をお届けします。

ご契約初年度

- 生命保険証券
- 契約締結時交付書面
- 生命保険料控除証明書(ご契約初年度のみ)
- ご契約者内容のお知らせ(年1回)

保険契約中

※記載の内容は、2026年2月時点のものであり、将来変更が生じる場合があります。

終活・相続に関するサービスをはじめ、さまざまな場面でご利用いただける付帯サービスをご用意しています!

提供:(株)鎌倉新書

終活・相続アシスト

電話サービス

» 契約者・被保険者とそのご家族^{*1}がご利用いただけます

終活・相続等のお悩みを、専門の相談員に電話で無料相談いただけます。また、お悩みに応じてお客様に合った専門家・企業をご紹介します。



0120-975-669

受付時間:平日 9:00~18:00
(土日・祝日・年末年始を除きます。)

*本サービスは、提携先企業より提供されるサービスです。また、本サービスを通じて提携先企業より紹介された各専門業者のサービスは、各専門業者によって提供されます。

*本サービス、または各専門業者によって提供されるサービスの提供を受けた結果、万が一損害が発生した場合、東京海上日動あんしん生命は責任を負いかねます。

日々の健康等に関するお悩み解決をサポートする各種サービスもご利用いただけます。

Medical Note for 東京海上グループ

WEBサービス

» 被保険者がご利用いただけます

提供:(株)メディカルノート

- セカンドオピニオン予約サービス^{*3}
- 医師・病院受診予約サービス^{*3}
- がん精密検査予約サービス^{*3}
- オンライン医療相談サービス
- 病気・症状辞典サービス

メディカルアシスト

電話サービス

» 契約者・被保険者とそのご家族^{*4}がご利用いただけます

提供:東京海上日動メディカルサービス(株)

- 緊急医療相談
- 医療機関案内
- 転院・患者移送手配^{*5}
- がん専用相談窓口
- 予約制専門医相談

介護アシスト

電話サービス

» 契約者・被保険者とそのご家族^{*4}がご利用いただけます

ご高齢の方の生活支援や介護の相談ができます。

また、ご高齢の方の生活を支える各種サービス(家事代行等)を優待条件でご利用いただけます。

- 電話介護相談
- 各種サービス優待紹介^{*6}

提供:東京海上日動ベターライフサービス(株)

*1 東京海上日動あんしん生命の契約者・被保険者およびその配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族、死亡保険金受取人およびその2親等内の血族の方がご利用いただけます。

*2 サポートデスクより紹介を受けた専門業者のご利用にかかる実費はお客様のご負担となります。

*3 予約の際は主治医の紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。予約可能な病院等がお近くにない場合でも、ご希望の医師の受診可否をお知らせできる場合があります。なお、予約可能な病院等は順次拡大予定です。

*4 契約者・被保険者およびその配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族の方がご利用いただけます。

*5 実際の転院移送費用はお客様のご負担となります。

*6 サービスのご利用に係る費用はお客様のご負担となります。

*各サービスをご利用の際は、提携先企業にてお名前・証券番号等を確認させていただきます。

*最新のサービス内容、利用対象等詳細については、東京海上日動あんしん生命のホームページでご確認ください。

下記はサービスの一部をご紹介しています。サービスは予告なく変更または廃止される場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提供会社を通じてご提供します。詳細は、各サービスのチラシやホームページ等をご覧ください。

契約締結前交付書面には、 ご契約前に必ずご確認いただきたい 大切なことからを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただいた後も大切に保存いただき、各種お手続きなどの際にご活用ください。

契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」および「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

P.12～P.17

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 商品の特長と仕組み P.12～P.16
- お取り扱いについて P.16
- その他ご確認いただきたい事項 P.17

注意喚起情報

P.19～P.27

ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約のお申し込みに際して、ご確認いただきたいその他の重要な事項は、
P.28～P.29に記載しています。

なお、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご契約に際してご参考ください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は→「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますのでご確認ください。

商品の特長と仕組み

●保険商品の名称: あんしん夢終身(積立利率変動型一時払終身保険(保障選択型))

●商品の特長

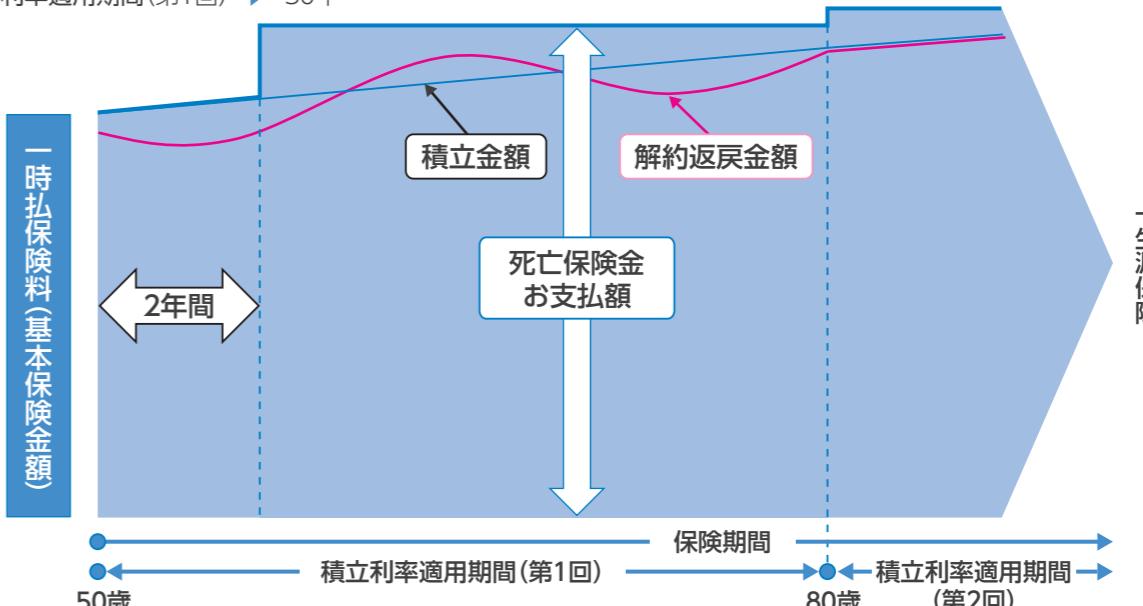
- この保険は、金利情勢に応じて積立金に適用する積立利率を一定期間ごとに変更し、被保険者の死亡保障を一生涯にわたって提供する保険料一時払の終身保険です。
- この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金に反映させる仕組み(市場価格調整)を採用しており、解約返戻金は一時払保険料を下回る場合があります¹。このため、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。
- 被保険者が死亡したときは、死亡保険金をお受け取りいただけます。

¹ 第2回以後積立利率適用期間が終身となる場合等は、その後、解約返戻金が一時払保険料を下回ることはありません。

ご契約例

保険契約の型: I型

- ご契約年齢 ▶ 50歳(男性)
- 一時払保険料(基本保険金額) ▶ 1,000万円
- 積立利率適用期間(第1回) ▶ 30年



※このご契約例では、第2回積立利率適用期間は終身となります。また、上記の仕組図は、第2回積立利率適用期間中に適用される積立利率が最低保証積立利率(0.01%)を上回ることを前提とします。



上記の仕組図は、この保険の仕組みを概略的に示したイメージ図であり、将来の積立金額、解約返戻金額、死亡保険金のお支払額の推移を保証するものではありません。

この保険は、基本保険金額を一時払保険料と同額とすることにより、ご契約に際して健康状態等の告知を不要としています²。

² 入院中または余命宣告を受けている方等を被保険者とするお申し込みはお取り扱いできません。

保障内容について

保険金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金額または死亡日における次の金額のいずれか大きい金額 ・積立金額 ・解約返戻金額

- この保険には、高度障害状態になられた場合の保障はありません。
- 死亡保険金額は次のとおりとします。

契約日からその日を含めて2年以内	基本保険金額(一時払保険料)と同額
契約日からその日を含めて2年経過後	基本保険金額(一時払保険料)および契約日における積立利率に基づき、所定の方法により計算した金額

ただし、積立利率変更日における積立利率が最低保証積立利率(0.01%)を上回るときは、その積立利率変更日における積立利率に基づき所定の方法により計算した金額をその積立利率変更日以後の死亡保険金額とします。

積立金額、積立利率および積立利率適用期間について

<積立金額>

- 積立金とは、将来の死亡保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てる部分をいいます。積立金額は、積立利率を適用し、積立利率適用期間中の経過年月数に応じて、東京海上日動あんしん生命所定の方法により計算します。
- 契約日における積立金額は、基本保険金額(一時払保険料)と同額とします。
- 積立金額は積立利率を適用して複利で計算されるものではありません。

<積立利率>

- 積立利率は、毎月2回その時点の市場金利に応じて設定されます。
 - 契約日^{*1}における積立利率は、第1回積立利率適用期間を通じて適用します。
- その後、積立利率変更日が到来するごとに、その時点の市場金利に応じてあらためて積立利率を設定し、その積立利率変更日を起算日とする積立利率適用期間を通じて適用します。

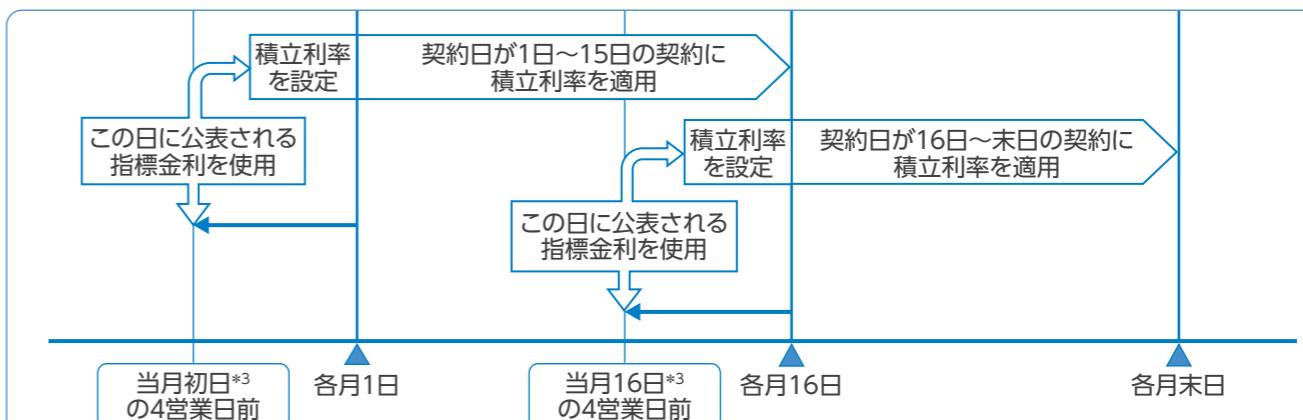
*1 契約日は、お申込日または一時払保険料相当額を東京海上日動あんしん生命が受け取った日のいずれか遅い日とします。
このため、契約日における積立利率は、お申込時点の積立利率と異なることがあります。

- 積立利率の具体的な計算方法は次のとおりです。

$$\text{積立利率} = \text{指標金利} + \text{調整率} - \text{保険関係费率}$$

指標金利	積立利率適用期間に応じて次のとおりとします。	
	積立利率適用期間	指標金利
	30年	残存期間20年の日本国国債の複利利回り
	25年	残存期間15年の日本国国債の複利利回り
	15年、20年	残存期間10年の日本国国債の複利利回り
	指標金利は、契約日または積立利率変更日の日付に応じて、次の日に公表される所定のものを使用します。	
	契約日または積立利率変更日	公表される日
	1日～15日	当月初日 ^{*2} の4営業日前の日
	16日～末日	当月16日 ^{*2} の4営業日前の日
	*2 その日が東京海上日動あんしん生命の営業日でない場合は、その直前の営業日とします。	
調整率	市場金利の変動幅等を勘案して-1.0%～+1.0%の範囲内で定めます。	
保険関係费率	次の①および②の費用の率をいいます。 ①ご契約の締結・維持に必要な費用 ②死亡保険金の支払いに必要な費用のうち、支払額の変動に備えるための費用	

【積立利率の設定方法】



ご契約における積立利率の設定方法の概略を示したイメージ図です。

*3 その日が東京海上日動あんしん生命の営業日でない場合は、その直前の営業日とします。

- 上記にかかわらず、積立利率適用期間が終身である場合には、東京海上日動あんしん生命所定の率を積立利率として適用します。
- 積立利率は最低保証積立利率(0.01%)を下回ることはできません。
- 積立利率は、一時払保険料に対する積立金額の実質的な利回り^{*4}と異なります。

*4 将来の一時点における積立金額の一時払保険料に対する年換算の複利利回りをいいます。

ご注意 将来の運用情勢の変化により日本国国債の複利利回りが算出されなくなったとき、またはこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、日本国国債の複利利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することができます。この場合、変更日の2か月前までにご契約者に通知します。

<積立利率適用期間>

- 積立利率適用期間は、被保険者の契約年齢に応じて以下のとおりとします。

契約年齢	積立利率適用期間
20歳～75歳	30年
76歳～80歳	25年
81歳～85歳	20年
86歳～90歳	15年

- 積立利率適用期間の年数は各回ともに同一とし、各回の積立利率適用期間の起算日は次のとおりとします。

積立利率適用期間	起算日
第1回積立利率適用期間	契約日
第2回以後積立利率適用期間	積立利率変更日 ^{*5}

*5 前回の積立利率適用期間の満了日の翌日とします。

- 上記にかかわらず、積立利率適用期間の年数に応じて、直後に到来する積立利率変更日における被保険者の年齢が75歳を超えるときは、その積立利率変更日を起算日とする積立利率適用期間は終身とします。

解約返戻金について

＜解約返戻金＞

- ご契約を解約される場合や、基本保険金額を減額される場合は、解約返戻金をお支払いします。
- 解約返戻金額は、次の算式により計算します。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約・減額日における積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{解約控除額}^*$$

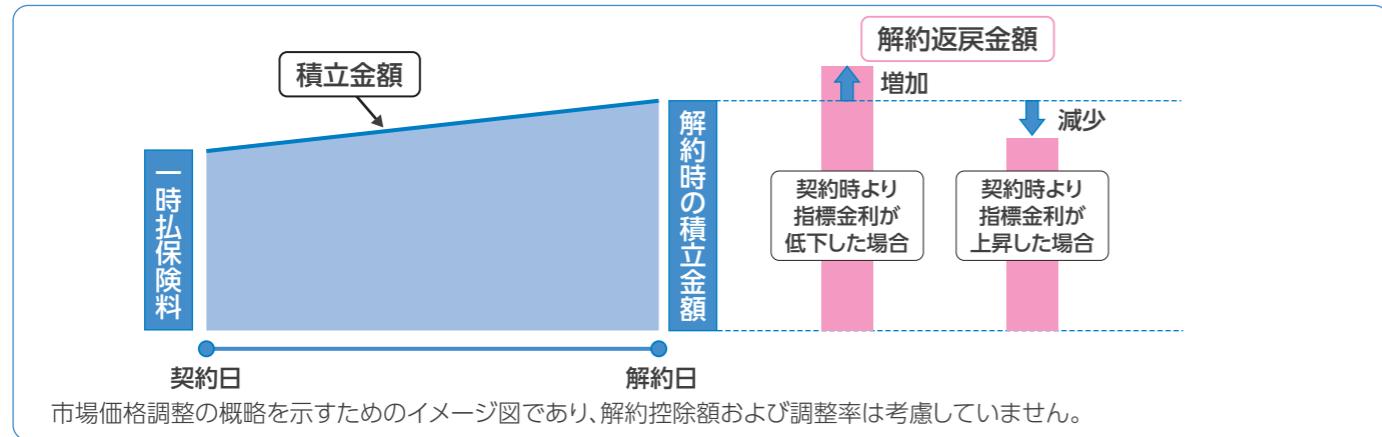
市場価格調整を行うため、市場金利の変動により解約返戻金額は増減することがあります。また、ご契約の解約・基本保険金額の減額に際して、契約日からその日を含めた経過年数が10年未満の場合は、基本保険金額またはその減額分に経過年数に応じた一定の率を乗じた金額を解約控除額として控除します。このため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

*1 解約控除額については、詳細は [注意喚起情報の「お客さまにご負担いただく費用について」P.19](#)をご参考ください。

＜市場価格調整＞

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産（債券等）の価値の変動を解約返戻金額に反映させる調整手法をいいます。
- 一般に債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。このため、市場価格調整を行う場合、積立利率を設定した時点と比較して指標金利が低下すると、解約返戻金額は積立金額より大きくなり、その一方で、積立利率を設定した時点と比較して指標金利が上昇すると、解約返戻金額は積立金額より小さくなることがあります。

【積立金額と解約返戻金額の関係】



市場価格調整の概略を示すためのイメージ図であり、解約控除額および調整率は考慮していません。

- 市場価格調整率の具体的な計算方法は次のとおりです。^{*2}

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{積立利率算出時の市場価格調整用利率}^*}{1 + \text{解約日の市場価格調整用利率}^* + \text{調整率}^*} \right) \times \text{係数}^* \times \text{残存月数}^*/12$$

*2 基本保険金額を減額される場合は、減額分の解約返戻金について上記の算式により市場価格調整を行います。

*3 積立利率算出時の市場価格調整用利率は、解約日にこのご契約に適用されている積立利率の算出に用いた指標金利の率とします。

*4 解約日の市場価格調整用利率は、解約日を契約日（積立利率変更日が到来した場合は解約日の直前の積立利率変更日）とみなした場合に、このご契約と契約条件を同一とする保険契約に適用される積立利率（保険契約の型を同一とし、このご契約に適用されている積立利率適用期間と同一の期間に適用される積立利率とします。）の算出に用いる指標金利の率とします。

*5 調整率は、解約返戻金の計算に用いる利率を設定する時期と解約日の間に生じる金利変動や運用資産の売却に係る取引費用等に備えるために設定する係数であり、市場環境等に応じて0.00%以上0.05%以内の範囲内で定めます。

2026年2月現在、調整率は0.00%としており、契約時に設定した調整率は、保険期間を通じて適用されます。このため、解約日の市場価格調整用利率が積立利率算出時の市場価格調整用利率と同率の場合、市場価格調整率は0%となりますので、市場価格調整により解約返戻金額が積立金額より少なくなることはありません。

*6 係数は、被保険者の性別および積立利率適用期間に応じて次のとおりとします。

積立利率適用期間	男性	女性
30年	0.60	0.70
25年	0.35	0.55
20年	0.35	0.50
15年	0.30	0.45

*7 残存月数は、解約日からその日を含めて解約日が属する積立利率適用期間の満了日までの残存月数（1か月未満の端数については切り捨てます。）とします。

- 次の①～③のいずれかに該当するときは、解約返戻金と積立金は同額となります。ただし、①または②の場合で、解約控除が適用されるときを除きます。
 - ①解約日の市場価格調整用利率に調整率を加えた率が積立利率算出時の市場価格調整用利率と同率の場合
 - ②解約・減額日からその日を含めて解約・減額日が属する積立利率適用期間の満了日までの期間が1か月に満たない場合
 - ③積立利率適用期間が終身となった後に解約・減額する場合

契約者配当金

- この保険には、契約者配当金はありません。

お取り扱いについて

契約年齢	20歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）	
契約形態	個人保険	
保険期間	終身	
保険料の払込方法	一時払のみ	
一時払保険料の範囲	最低	契約年齢69歳以下 200万円（10万円単位） 契約年齢70歳以上 300万円（10万円単位）
	最高	契約から2年後の死亡保険金額が10億円となる金額 ※同一被保険者で「あんしんYEN終身」・「あんしんドル終身」の基本保険金額を通算します。 なお、「あんしんドル終身」は東京海上日動あんしん生命所定の為替レートで円換算した金額で通算します。
告知	告知なし	
積立利率適用期間	被保険者の契約年齢に応じて以下のとおりとします。	
	契約年齢	積立利率適用期間
	20歳～75歳	30年
	76歳～80歳	25年
	81歳～85歳	20年
	86歳～90歳	15年
契約日	なお、上記にかかわらず、積立利率適用期間の年数に応じて、直後に到来する積立利率変更日における被保険者の年齢が75歳を超えるときは、その積立利率変更日を起算日とする積立利率適用期間は終身とします。	
	一時払保険料相当額が東京海上日動あんしん生命の口座に着金した日	
契約者の範囲	被保険者の配偶者、2親等以内の血族、または1親等以内の姻族 ※被保険者の婚約者、内縁、同性パートナーを指定することも可能です。	
死亡保険金受取人の範囲	被保険者の配偶者、6親等以内の血族、または3親等以内の姻族 ※被保険者の婚約者、内縁、同性パートナーを指定することも可能です。 ※被保険者の配偶者、2親等以内の血族以外を指定する場合は、一定の条件があります。	

その他ご確認いただきたい事項

諸費用について

- この保険にかかる費用は、ご契約の締結・維持に必要な費用および死亡保険金のお支払いに必要な費用を合計した金額となります。このうち、危険保険料に相当する費用は、年齢別の発生率を用いて計算しているため、具体的な金額や割合を表示することができません。
- 上記のほか、契約日からその日を含めて10年未満で解約・減額する場合は、所定の解約控除をご負担いただきます。
- 諸費用については、 注意喚起情報の「お客さまにご負担いただく費用について」P.19に記載していますので、ご参照ください。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- この保険は生命保険商品です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
 - 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金等をお支払いできない場合があります。
詳細は、 注意喚起情報「5. 死亡保険金をお支払いできない場合があります。」P.23をご参照ください。
 - 実際のご契約内容（保険期間・基本保険金額・保険料など）につきましては、申込書等（情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面等）の該当箇所をご参照ください。
 - 三菱UFJ銀行では、超保険*のお取り扱いはしておりません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
- *「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。くわしくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

生命保険に関するご相談・お問い合わせ

東京海上日動あんしん生命の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申し込みの手続きに関しましては、東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 | 平日 9:00～18:00／土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

MEMO

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、
②「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますのでご確認ください。

お客様にご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は以下のとおりです。

(1) 積立利率適用期間中にご負担いただく費用

- 積立利率の計算にあたっては、保険関係費用として、ご契約の締結・維持に必要な費用および死亡保険金のお支払いに必要な費用のうち、支払額の変動に備えるための費用をあらかじめ差し引きます。

これらの費用の率は最大**0.60%**とします。積立利率は指標金利を基準とし、調整率として±1.0%の範囲内で調整のうえ、これらの費用の率を差し引くことにより計算します。

- これに加えて、死亡保険金のお支払いに必要な費用のうち、危険保険料に相当する費用を月単位の契約応当日に積立金から控除します。

この費用は、積立利率適用期間および被保険者の年齢・性別等により異なり、年齢別の発生率を用いて算出しているため、具体的な金額や割合で表示することはできません。

(2) 解約・減額時にご負担いただく費用

ご契約の解約または基本保険金額の減額に際して、契約日からその日を含めた経過年数が10年未満の場合、基本保険金額またはその減額分に経過年数に応じた下表の解約控除率を乗じた金額を解約日または減額日の積立金から控除して、解約返戻金をお支払いします。このため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

【解約控除率】

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立利率適用期間 30年	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
15,20,25年	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%

この保険にかかる費用は、上記(1)の保険関係費用です。ただし、解約・減額される場合は、上記(2)の費用をあわせてご負担いただきます。

金利変動リスクについて

この保険は、日本国国債等の債券を主体として運用しており、解約返戻金はこの債券の価値をもとにお支払いします。このため、解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を反映させる仕組み(市場価格調整)を採用しており、ご契約を解約される場合または基本保険金額を減額される場合にお支払いする解約返戻金額は、市場金利の変動に応じて、お払い込みいただいた一時払保険料を下回り、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。

ただし、積立利率適用期間が終身となった場合、その後は市場価格調整を行いませんので、解約返戻金が一時払保険料を下回ることはできません。

市場価格調整については、②契約概要の「解約返戻金について」P.15~16をご参照ください。

✓ 引受保険会社について

1

この保険は生命保険商品です。



- この保険は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
 - 商 号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 - 所在地 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー
 - 電話番号 0120-016-234 (東京海上日動あんしん生命 カスタマーセンター)
(受付時間) 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)
 - ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>

✓ クーリング・オフについて

→「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.24 ~

2

クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます。



- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「一時払保険料相当額の領収日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページでクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

クーリング・オフができない場合

- ①債務履行の担保のための保険契約である場合
- ②既契約の内容変更の場合 (特約の中途付加等)
- ③法人をご契約者とする場合

クーリング・オフのお申し出方法

- クーリング・オフのお申し出は郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページで行うことができます。

【郵便でお申し出いただく方法】

- ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号

東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)・

③住所 東京都××区○○○○

④電話番号 03-*****-*****

⑤証券番号 XXXXXXXXXXXX

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 ○○銀行xx支店 普通○○○○○○○○

口座名義人 アンシン タロウ

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料
をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入
ください。
またご契約者本人名義の
口座に限ります。

【東京海上日動あんしん生命ホームページでお申し出いただく方法】

- 東京海上日動あんしん生命ホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) にお申出フォームを用意しております。入力要領にしたがってお申し出ください。
クーリング・オフは 入力内容の送信時に効力が生じます。
- お申出フォームは、東京海上日動あんしん生命ホームページから「クーリングオフ」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

クーリング・オフに関するご注意

- 東京海上日動あんしん生命はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申し出の際に保険金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申し出の際に、お申込者またはご契約者が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

✓ 告知義務について

3

告知は不要です。



- この保険は、基本保険金額を一時払保険料と同額にすることにより、ご契約に際して、告知を不要としています。
- 入院中または余命宣告を受けている方等*を被保険者とするお申し込みはお取り扱いできません。また、保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
* 入院予定が明らかな方や所定の介護施設に入所中または入所予定のある方も同様のお取り扱いとなります。
- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

✓ 責任開始期について

4

→「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.25 ~

保障は一時払保険料相当額を東京海上日動あんしん生命が受け取った時から開始します。



- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾した場合、一時払保険料相当額を東京海上日動あんしん生命が受け取った時からご契約上の保障を開始します。
- 東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

✓ 保険金等について

⇒「ご契約のしおり(保険金等について)」P.36 ~

5

死亡保険金をお支払いできない場合があります。



- 次のような場合には、死亡保険金のお支払いができません。

- ・免責事由に該当した場合
例：責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
ご契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など
- ・詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、死亡保険金の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
- ・重大事由によりご契約が解除された場合
例：死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など

✓ 保険金等について

⇒「ご契約のしおり(保険金等について)」P.34 ~

6

保険金等の請求の際はすみやかに東京海上日動あんしん生命にご連絡ください。



- 保険金等の支払事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

0120-536-338

保険金等のご請求に関するご連絡は、東京海上日動あんしん生命ホームページでも受け付けています。



- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

✓ 解約について

⇒「ご契約のしおり(ご契約後について)」P.40 ~

7

解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
また、解約返戻金は積立金よりも小さくなることがあります。



- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。
ご契約の解約・基本保険金額の減額に際して、契約日からその日を含めた経過年数が10年未満の場合は、解約返戻金のお支払いにあたって、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
- この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、解約時の市場金利に応じて解約返戻金が増減することがあります。解約時の市場金利が積立利率を設定した時点と比較して上昇した場合は、解約返戻金は減少することがあります。
- これらの解約控除や市場価格調整により、解約返戻金が一時払保険料を下回ることがあります*1。
- 解約日の市場金利が積立利率を設定した時点と変わらない場合*2、解約日までの期間が短いほうが解約控除による減少額が大きいため*3、解約返戻金は積立金よりも小さくなります。
- 解約日の市場金利が積立利率を設定した時点と比較して上昇した場合、それに応じて解約返戻金は積立金よりも小さくなります*4。特に、金融市場の変動等に伴い、解約日の市場金利が積立利率を設定した時点と比較して大幅に上昇したときは、それに応じて解約返戻金は積立金よりも小さくなりますので*4、ご注意ください。

*1 市場価格調整および解約控除額について、詳細は契約概要の「解約返戻金について」P.15~16および注意喚起情報の「お客さまにご負担いただく費用について」P.19をご参照ください。

*2 2026年2月現在、市場価格調整率の計算に用いる調整率を0.00%としており、積立利率を設定した時点の市場金利と解約日の市場金利が変わらなければ、市場価格調整は行いません。

*3 契約日からその日を含めた経過年数が10年以上の場合、解約控除は行いません。

*4 解約日の属する積立利率適用期間が終身である場合等を除きます。

✓ その他ご留意事項

⇒「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.49 ~

8

生命保険会社が破綻した場合等には、
保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9

ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。



- 保険契約の乗換え（現在ご契約の東京海上日動あんしん生命商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと）をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

- 新たな保険契約に告知義務がある場合、被保険者の健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。（保険種類によっては、告知義務がない場合があります。）この場合、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。（解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。）
- 新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、あらためて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
 - ・がんを保障する主契約・特約：保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
 - ・介護年金保険（無解約返戻金型）（付加される特約を含みます。）：契約日から1年間を不担保期間とします。
- 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によってあらためて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなることがあります。

その他のご注意事項

- 保険契約の乗換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご注意ください。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
 - ・保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「契約締結前交付書面」、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

10

主な税務の取り扱いは以下のとおりです。



- お払い込みいただいた保険料（正味払込保険料）は、「一般生命保険料控除」の対象となります。「一般生命保険料控除」は、受取人が「ご契約者本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」の場合に適用されます。
- 解約時（解約返戻金額が必要経費（払込保険料合計額）を上回り、差益が発生した場合）は、所得税（一時所得）^{*1}の対象になります。
- 死亡保険金の受取時には、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税^{*2}または贈与税の対象になります。
- ご契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となります。

死亡保険金お受取時の課税の取り扱い

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） ^{*1}
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

*1 一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が課税対象となります。

*2 2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課税されます。

※ 所得税の対象となるものについては住民税が課税されます。

ご注意 詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。また、上記内容は2025年12月現在の税制に基づくもので、今後税務の取り扱いが変わることがあります。なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

その他の重要事項

✓ 各種窓口について

11

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください。



知っておいてください

東京海上日動あんしん生命のご相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する照会

東京海上日動あんしん生命の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申し込みの手続きに関しては、東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間

平日 9:00～18:00／土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望

東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客様のご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命
お客様相談コーナー

 0120-630-077

受付時間

平日 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

一般社団法人 生命保険協会のご相談窓口について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお問い合わせ(相談・照会・苦情)をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会 お問い合わせ先

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

お申し込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

東京海上日動あんしん生命および東京海上グループ各社*は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する東京海上日動あんしん生命に対する一切の申し込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること

②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

③保険契約に関して取得する情報は、東京海上日動あんしん生命と東京海上グループ各社との間または東京海上日動あんしん生命と東京海上日動あんしん生命の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動あんしん生命(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、

東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動あんしん生命、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上日動あんしん生命は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することができます。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することができます。

上記以外にも、東京海上日動あんしん生命は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することができます。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、
東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

支払査定時照会制度

→「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.51～

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等*とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等*の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。
(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
(3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

*各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

金融商品取引法における投資家区分について

→「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.26～

- 金融商品取引法において、お客様は「特定投資家」と「一般投資家」に区分されます。「特定投資家」(金融商品取引法に定める適格機関投資家等を除きます。)は、ご契約のお申し込みの際、東京海上日動あんしん生命に対して「一般投資家」として取り扱うようお申し出いただくことができます。
- 詳細は、「ご契約のしおり」または東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご参照ください。



Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

Web約款の特長

- 「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- 読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

Web約款の閲覧方法

STEP1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 右記の画像を読み取ってください。



- 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/mufg/>

- 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

*東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款

をクリックいただくことで参照できます。

STEP2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

→ お申込みをご検討中のお客様 を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

→ ご契約中のお客様 を選択した後、該当する「保険種類」および「ご契約日」*を選択してください。

*ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

〈閲覧の際のご留意事項〉

- 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客様のご負担となります。
- 「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客様のインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。
なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)